

建設工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表一覧

(R 8. 4. 1 改定)

公表事項		公表時期	公表期間	公表対象	公表方法
発注見通し（工事の名称、場所、期間、種別、概要、入札契約方法、発注予定時期、概算額）		年度当初 （4月上旬）	当該年度	工事 ^{※1} ／委託 ^{※2}	インターネットの県のホームページ （以下「とりネット」という。）内 「公共工事」 http://nyusatsu.pref.tottori.jp
発注見通しの変更事項（公共工事の名称、場所、期間、種別、概要、入札契約方法、発注時期、概算額）		随時 （毎月初め）	当該年度	工事 ^{※1} ／委託 ^{※2}	
一般競争入札 を実施した 場合	入札参加資格要件	公告日	応募期間	工事／委託	
	予定価格（事前公表案件に限る）				
	入札参加資格確認申請書を提出した業者名	開札日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
	入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由				
開札（入札）の結果（入札者名、各入札者の各回の入札金額、落札（予定）者、落札（予定）金額、予定価格、最低制限価格 ^{※4} 、低入基準価格及び失格基準 ^{※5} 、評価点 ^{※6} 、成果品重点確認価格 ^{※3} 、調査基準価格 ^{※3} ）		開札（落札決定）日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事 ^{※1} ／委託 ^{※3}	
制限付一般競争入札を実施した 場合	名簿	名簿作成の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
	入札参加資格要件	公告日	入札書提出期間	工事／委託	
	予定価格（事前公表案件に限る）				
	入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由	落札者決定の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
開札（入札）の結果（入札者名、各入札者の各回の入札金額、落札（予定）者、落札（予定）金額、予定価格、最低制限価格 ^{※4} 、低入基準価格及び失格基準 ^{※5} 、評価点 ^{※6} 、成果品重点確認価格 ^{※3} 、調査基準価格 ^{※3} ）		開札（落札決定）日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事 ^{※1} ／委託 ^{※3}	
指名競争入札 を実施した 場合	入札参加資格要件、名簿	名簿作成の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
	指名基準	基準作成の翌日	適用期間	工事／委託	
	指名業者名	開札日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
	指名業者の選定理由	開札日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
	予定価格（事前公表案件に限る）	公告日又は 通知日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事 ^{※1} ／委託 ^{※3}	
	開札（入札）の結果（入札者名、各入札者の各回の入札金額、落札（予定）者、落札（予定）金額、予定価格、最低制限価格 ^{※4} 、低入基準価格及び失格基準 ^{※5} 、評価点 ^{※6} 、成果品重点確認価格 ^{※3} 、調査基準価格 ^{※3} ）		開札（落札決定）日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事 ^{※1} ／委託 ^{※3}
随意契約により 契約を締結 した場合	見積を依頼した業者名	見積合せの翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
	見積を依頼した業者の選定理由	見積合せの翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
	見積り合せの結果（見積業者名、各見積業者の各回の見積金額、契約の相手方、契約金額、予定価格）	見積合せの翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	
低入札価格調査を実施した場合における調査結果		落札決定の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	各発注機関において閲覧に供する
最低制限価格制度を適用した場合における最低制限価格未満応札による失格者名		開札日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事	とりネット内「公共工事」 http://nyusatsu.pref.tottori.jp
契約内容（契約者名、住所、工事名、場所、種別、概要、工期、契約金額）		契約締結の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	各発注機関において閲覧に供する
契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における変更内容（工事名、場所、種別、概要、工期、契約金額、変更の理由）		変更契約締結の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	各発注機関において閲覧に供する
成績評定の結果（建設工事完成検査調書、測量等業務検査調書の写し）		通知日の翌日	当該年度 及び翌年度	工事／委託	各発注機関において閲覧に供する

※1 請負対象設計金額400万円以上のものに限る。

※2 委託対象設計金額200万円以上で、一般競争入札（制限付一般競争入札も含む）、指名競争入札、プロポーザルによるものに限る。

※3 委託対象設計金額200万円以上で、一般競争入札（制限付一般競争入札も含む）、指名競争入札によるものに限る。

※4 最低制限価格制度を適用した場合に限る。

※5 鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領における適用対象工事の場合に限る。

※6 総合評価競争入札を行った場合に限る。

注) 談合情報等が寄せられた工事等再入札の可能性があり公表すべきでないとして発注機関が認めたものを除く。ただし、この場合にあっても支障がなくなった段階で速やかに公表